

令和 6 年 度

第 1 回 堺市国民健康保険運営協議会

(日 時)

令和 7 年 1 月 30 日 (木) 午後 2 時 00 分から

(場 所)

堺市役所 本館 12 階 議会第 3・第 4 委員会室

(件 名)

1 会長及び会長職務代行者の選出について

・・・・資料 1

2 令和 5 年度堺市国民健康保険事業特別会計決算について

・・・・資料 2

3 令和 7 年度堺市国民健康保険事業運営について

・・・・資料 3

4 令和 7 年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について

・・・・資料 2

5 令和 7 年度堺市国民健康保険料率等について

・・・・資料 4-1～4-4

6 その他

・・・・資料 5

令和 6 年度第 1 回堺市国民健康保険運営協議会 資料の構成

令和 6 年度第 1 回堺市国民健康保険運営協議会 表紙

案件 1 会長及び会長職務代行者の選出について

資料 1 国民健康保険運営協議会について（法令関係）

案件 2 令和 5 年度堺市国民健康保険事業特別会計決算について

資料 2 令和 5 年度堺市国民健康保険事業特別会計決算について

案件 3 令和 7 年度堺市国民健康保険事業運営について

資料 3 令和 7 年度堺市国民健康保険事業運営について

案件 4 令和 7 年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について

資料 2 令和 7 年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について

案件 5 令和 7 年度堺市国民健康保険料率等について

資料 4-1 令和 7 年度堺市国民健康保険料率等

資料 4-2 令和 7 年度堺市国民健康保険料率等について

資料 4-3 令和 7 年度堺市国民健康保険料の算定について

資料 4-4 令和 6 年度保険料率と令和 7 年度保険料率の比較
収入別・世帯人数別の保険料増減表（計 3 枚）

案件 6 その他

資料 5 堺市国民健康保険条例の改正概要（案）

参考資料

大阪府国民健康保険課 提供資料

（令和 7 年 1 月 10 日 大阪府市町村国民健康保険主管課長会議）

参考 1 令和 7 年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）

参考 2 令和 7 年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

国民健康保険運営協議会について（法令関係）

◎ 国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

◎ 国民健康保険法施行令（抄）

（国民健康保険の運営に関する協議会の組織）

第2条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において都道府県協議会という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第4条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第3条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

◎ 堺市国民健康保険条例（抄）

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 6人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人

(3) 公益を代表する委員 6人

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

◎ 堺市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）第3条の規定に基づき、堺市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会長は、協議会を招集し、協議会の会議（以下単に「会議」という。）の議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、市長にその旨を通知しなければならない。

(定足数)

第3条 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第4条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

(会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、国民健康保険課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員の任期満了後並びに会長に事故がある場合及び会長が欠けた場合における最初に行われる会議の招集は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第35号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度堺市国民健康保険事業特別会計決算について
令和7年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について

資料2

歳 入

科 目			令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算(案)
保険料（一般被保険者＋退職被保険者）	医療分	現年分				
		調定額	10,398,385	10,063,399	11,385,818	10,719,088
		収納率	95.01%	94.66%	92.78%	92.46%
		収納額	9,879,548	9,526,049	10,564,168	9,910,620
		滞納繰越分	374,607	335,730	352,385	325,541
		計	10,254,156	9,861,779	10,916,553	10,236,161
	支援分	現年分				
		調定額	3,532,110	3,553,256	3,682,733	3,496,454
		収納率	94.94%	94.61%	92.78%	92.47%
		収納額	3,353,549	3,361,738	3,416,974	3,233,046
		滞納繰越分	112,774	102,374	107,093	103,292
		計	3,466,323	3,464,112	3,524,067	3,336,338
	介護分	現年分				
		調定額	1,278,932	1,233,335	1,274,735	1,243,808
		収納率	93.80%	93.55%	93.54%	92.40%
		収納額	1,199,681	1,153,740	1,192,444	1,149,236
		滞納繰越分	59,028	50,856	55,721	48,127
		計	1,258,709	1,204,596	1,248,165	1,197,363
	保険料計	現年分				
		調定額	15,209,427	14,849,990	16,343,286	15,459,350
		収納率	94.89%	94.56%	92.84%	92.45%
		収納額	14,432,779	14,041,527	15,173,586	14,292,902
		滞納繰越分	546,408	488,959	515,199	476,960
		計	14,979,187	14,530,486	15,688,785	14,769,862
国からの 支出金	補助金	システム整備費等補助金	284	1,373	1	575
		災害臨時特例補助金	77	83	79	70
		システム標準化補助金(R4・R5) デジタル基盤改革支援補助金(R6)	9,409	0	72,963	718,415
		出産育児一時金補助金	0	2,644	0	0
		計	9,770	4,100	73,043	719,060
		一般会計及び基金繰入金	8,930,277	10,650,458	9,700,656	9,509,708
の府から 金支出	補助金	国民健康保険助成補助金	89,377	86,330	74,001	101,219
		保険給付費等交付金	62,931,144	60,018,401	58,713,074	56,024,618
		計	63,020,521	60,104,731	58,787,075	56,125,837
		一般会計及び基金繰入金	8,930,277	10,650,458	9,700,656	9,509,708
前年度繰越金			49	140,553	1	1
その他			201,004	220,468	235,691	226,658
歳入合計			87,140,810	85,650,798	84,485,251	81,351,126

歳 出

(単位:千円)

科 目		令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算(案)
事務費等	一般管理費	1,342,493	1,414,637	1,507,508	2,342,220
	諸支出金(還付金)等	166,030	80,347	161,979	52,649
	計	1,508,523	1,494,984	1,669,487	2,394,869
医療費支払	療養給付費	51,055,910	48,842,716	48,581,966	46,761,773
	療養費	1,011,914	926,985	965,902	914,148
	高額療養費	7,590,094	7,497,404	7,227,775	7,144,177
	計	59,657,918	57,267,105	56,775,643	54,820,098
国民健康保険事業費納付金		24,568,224	25,534,089	24,552,084	22,797,418
その他の給付事業等	特定健康診査等事業費	432,229	427,195	560,966	500,079
	保健事業費	253,173	267,190	346,352	316,681
	出産育児一時金	232,802	235,236	243,648	197,236
	葬祭費	54,650	49,650	58,700	52,700
	精神・結核医療給付費	133,699	133,109	137,845	131,413
	傷病手当金	20,962	740	1,570	423
	その他(審査支払手数料等)	137,826	132,446	138,889	133,296
	計	1,265,341	1,245,566	1,487,970	1,331,828
	基金積立金	251	109,054	67	6,913
歳出合計		87,000,257	85,650,798	84,485,251	81,351,126

収 支	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算(案)
歳入－歳出(実質収支)	140,553	0	0	0
単年度収支	140,504	△ 140,553	0	0

令和 7 年度堺市国民健康保険事業運営について

基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担う重要な医療保険であります。被用者保険と比較して年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いこと、所得水準が相対的に低いことから、所得に占める一人当たり保険料の負担割合が高いこと、また、被保険者数が減少傾向にあるといった構造上の課題から財政的に脆弱で不安定な財政運営を強いられています。

このような国保財政の安定化を図るため、平成30年度実施の制度改革（都道府県単位化）により、国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村が国保資格の管理や保険料の賦課・徴収、給付事業、保健事業など住民にとって身近な事業を担っています。

本市は、都道府県単位化のもと、保険料収納対策、医療費適正化対策、保健事業などについて、継続して取り組みます。

また、国保の財政運営を取り巻く状況が依然として厳しい中、保険料率の抑制に向け、更なる公費投入の拡充を国に対して求めること、また大阪府においては被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講ずることを大阪府に対して求めます。さらに、国に対しては、国民皆保険制度の長期的な安定のため、国の責任において医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を実現すること、また、一本化が実現するまでは、国庫等の公費負担の更なる引上げ等、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、引き続き要望します。

主な事業内容

1. 保険料収納対策

- (1) 口座振替の推進
- (2) コールセンター等を活用した納付案内
- (3) 納付相談機会の確保
- (4) 催告及び滞納処分の実施
- (5) 国保資格適正化の推進

2. 医療費適正化対策

- (1) レセプト点検の着実な実施
- (2) 施術療養費の内容点検と受診確認の着実な実施
- (3) 医療費通知、後発医薬品差額通知の発送
- (4) 重複服薬、多剤服薬対策の実施
- (5) 第三者求償事務の実施

3. 保健事業の実施

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施
- (2) 人間ドック事業の実施
- (3) 生活習慣病予防対策（重症化予防対策等）の実施

令和7年度国民健康保険料率等

資料 4-1

○医療分

	令和6年度	令和7年度	増減
所得割率	95.6/1000	93.0/1000	▲2.6/1000
均等割額	35,040円	34,424円	▲616円
平等割額	34,803円	33,574円	▲1,229円
賦課限度額	65万円	65万円	0万円

○支援分

	令和6年度	令和7年度	増減
所得割率	31.2/1000	30.2/1000	▲1.0/1000
均等割額	11,167円	11,034円	▲133円
平等割額	11,091円	10,761円	▲330円
賦課限度額	22万円	24万円	2万円

○医療分＋支援分（合計）

	令和6年度	令和7年度	増減
所得割率	126.8/1000	123.2/1000	▲3.6/1000
均等割額	46,207円	45,458円	▲749円
平等割額	45,894円	44,335円	▲1,559円
賦課限度額	87万円	89万円	2万円

○介護分（40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課）

	令和6年度	令和7年度	増減
所得割率	26.4/1000	25.6/1000	▲0.8/1000
均等割額	19,389円	18,784円	▲605円
賦課限度額	17万円	17万円	0万円

<参考>

○一人当たり保険料額

	令和6年度	令和7年度	増減
一人当たり 保険料額	113,945円	113,277円	▲668円 ▲0.59%

案件 5 令和 7 年度堺市国民健康保険料率等について

第 1 前提条件

- 1 保険料率及び賦課限度額は、大阪府が定める市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）とする。
- 2 被保険者数見込は大阪府が市町村標準保険料率を算定するにあたって、算出した被保険者数とする。（医療分・支援分：135,169 人、介護分：48,471 人）

第 2 令和 7 年度分の国民健康保険料率について

【医療分の保険料率】

所得割の料率	均等割の額	平等割の額	賦課限度額
9.30%	34,424 円	33,574 円	65 万円

【支援分の保険料率】

所得割の料率	均等割の額	平等割の額	賦課限度額
3.02%	11,034 円	10,761 円	24 万円

【介護分の保険料率】

所得割の料率	均等割の額	賦課限度額
2.56%	18,784 円	17 万円

<<令和7年度堺市国民健康保険料の算定について>>

資料4－3

○医療分

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(医療分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の60%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 163.4億円>

大阪府に支払う事業費納付金(医療分)
--

<歳入等 163.4億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	30.5億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	13.0億円
	出産育児一時金の2/3	1.3億円
	財政安定化支援事業繰入金	13.1億円
	法定外繰入金※	1.0億円
	※医療費助成制度実施に伴う 国庫負担金等の減額調整分の補填	
	その他公費	1.0億円
	令和3年度から令和5年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の60%分	2.4億円
	その他(財政調整事業等)	2.6億円
	保険料収納必要額	98.5億円

○支援分

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(支援分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の60%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 47.5億円>

大阪府に支払う事業費納付金(支援分)
--

<歳入 47.5億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	9.8億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	4.9億円
	令和3年度から令和5年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の60%分	0.7億円
	保険料収納必要額	32.1億円

○介護分

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(介護分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の60%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 17.0億円>

大阪府に支払う事業費納付金(介護分)
--

<歳入 17.0億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	3.7億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	1.6億円
	令和3年度から令和5年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の60%分	0.3億円
	保険料収納必要額	11.4億円

令和6年度料率と令和7年度保険料率の比較【給与収入世帯】収入別・世帯人数別の保険料増減表
(軽減判定所得:R7基準)

資料4-4①

医療分＋支援分
の比較
(給与収入世帯)

R6	医療分	所得割率	9.56%	均等割額	35,040	平等割額	34,803	限度額	650,000
	支援分	所得割率	3.12%	均等割額	11,167	平等割額	11,091	限度額	220,000
	計		12.68%	計	46,207	計	45,894	計	870,000
R7	医療分	所得割率	9.30%	均等割額	34,424	平等割額	33,574	限度額	650,000
	支援分	所得割率	3.02%	均等割額	11,034	平等割額	10,761	限度額	240,000
	計		12.32%	計	45,458	計	44,335	計	890,000

単位:円

(給与収入者1名、未就学児0名の場合)

給与収入	賦課所得	1人				2人				3人				4人				5人			
		年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料			
		R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率
0	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
100,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
200,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
300,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
400,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
500,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
600,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
700,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
800,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
900,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,000,000	20,000	48,585	47,360	△1,225	△2.5%	71,688	70,089	△1,599	△2.2%	94,791	92,818	△1,973	△2.1%	117,894	115,547	△2,347	△2.0%	140,997	138,276	△2,721	△1.9%
1,100,000	120,000	61,265	59,680	△1,585	△2.6%	84,368	82,409	△1,959	△2.3%	107,471	105,138	△2,333	△2.2%	130,574	127,867	△2,707	△2.1%	153,677	150,596	△3,081	△2.0%
1,200,000	220,000	73,945	72,000	△1,945	△2.6%	97,048	94,729	△2,319	△2.4%	120,151	117,458	△2,693	△2.2%	143,254	140,187	△3,067	△2.1%	166,357	162,916	△3,441	△2.1%
1,300,000	320,000	114,255	111,257	△2,998	△2.6%	109,728	107,049	△2,679	△2.4%	132,831	129,778	△3,053	△2.3%	155,934	152,507	△3,427	△2.2%	179,037	175,236	△3,801	△2.1%
1,400,000	420,000	126,935	123,577	△3,358	△2.6%	122,408	119,369	△3,039	△2.5%	145,511	142,098	△3,413	△2.3%	168,614	164,827	△3,787	△2.2%	191,717	187,556	△4,161	△2.2%
1,500,000	520,000	139,615	135,897	△3,718	△2.7%	135,088	131,689	△3,399	△2.5%	158,191	154,418	△3,773	△2.4%	181,294	177,147	△4,147	△2.3%	204,397	199,876	△4,521	△2.2%
1,600,000	620,000	170,717	166,177	△4,540	△2.7%	189,260	184,583	△4,677	△2.5%	170,871	166,738	△4,133	△2.4%	193,974	189,467	△4,507	△2.3%	217,077	212,196	△4,881	△2.2%
1,700,000	690,000	179,593	174,801	△4,792	△2.7%	198,136	193,207	△4,929	△2.5%	179,747	175,362	△4,385	△2.4%	202,850	198,091	△4,759	△2.3%	225,953	220,820	△5,133	△2.3%
1,800,000	750,000	187,201	182,193	△5,008	△2.7%	205,744	200,599	△5,145	△2.5%	187,355	182,754	△4,601	△2.5%	210,458	205,483	△4,975	△2.4%	233,561	228,212	△5,349	△2.3%
1,900,000	820,000	196,077	190,817	△5,260	△2.7%	214,620	209,223	△5,397	△2.5%	196,231	191,378	△4,853	△2.5%	219,334	214,107	△5,227	△2.4%	242,437	236,836	△5,601	△2.3%
2,000,000	890,000	204,953	199,441	△5,512	△2.7%	223,496	217,847	△5,649	△2.5%	205,107	200,002	△5,105	△2.5%	228,210	222,731	△5,479	△2.4%	251,313	245,460	△5,853	△2.3%
2,100,000	960,000	213,829	208,065	△5,764	△2.7%	232,372	226,471	△5,901	△2.5%	269,337	262,837	△6,500	△2.4%	237,086	231,355	△5,731	△2.4%	260,189	254,084	△6,105	△2.3%
2,200,000	1,030,000	222,705	216,689	△6,016	△2.7%	241,248	235,095	△6,153	△2.6%	278,213	271,461	△6,752	△2.4%	245,962	239,979	△5,983	△2.4%	269,065	262,708	△6,357	△2.4%
2,300,000	1,100,000	231,581	225,313	△6,268	△2.7%	250,124	243,719	△6,405	△2.6%	287,089	280,085	△7,004	△2.4%	254,838	248,603	△6,235	△2.4%	277,941	271,332	△6,609	△2.4%
2,400,000	1,170,000	240,457	233,937	△6,520	△2.7%	286,664	279,395	△7,269	△2.5%	295,965	288,709	△7,256	△2.5%	263,714	257,227	△6,487	△2.5%	286,817	279,956	△6,861	△2.4%
2,500,000	1,240,000	249,333	242,561	△6,772	△2.7%	295,540	288,019	△7,521	△2.5%	304,841	297,333	△7,508	△2.5%	341,806	333,699	△8,107	△2.4%	295,693	288,580	△7,113	△2.4%
2,600,000	1,310,000	258,209	251,185	△7,024	△2.7%	304,416	296,643	△7,773	△2.6%	313,717	305,957	△7,760	△2.5%	350,682	342,323	△8,359	△2.4%	304,569	297,204	△7,365	△2.4%
2,700,000	1,380,000	267,085	259,809	△7,276	△2.7%	313,292	305,267	△8,025	△2.6%	322,593	314,581	△8,012	△2.5%	359,558	350,947	△8,611	△2.4%	313,445	305,828	△7,617	△2.4%
2,800,000	1,450,000	275,961	268,433	△7,528	△2.7%	322,168	313,891	△8,277	△2.6%	331,469	323,205	△8,264	△2.5%	368,434	359,571	△8,863	△2.4%	322,321	314,452	△7,869	△2.4%
2,900,000	1,520,000	284,837	277,057	△7,780	△2.7%	331,044	322,515	△8,529	△2.6%	340,345	331,829	△8,516	△2.5%	377,310	368,195	△9,115	△2.4%	331,197	323,076	△8,121	△2.5%
3,000,000	1,590,000	293,713	285,681	△8,032	△2.7%	339,920	331,139	△8,781	△2.6%	349,221	340,453	△8,768	△2.5%	386,186	376,819	△9,367	△2.4%	423,151	413,185	△9,966	△2.4%
3,100,000	1,660,000	302,589	294,305	△8,284	△2.7%	348,796	339,763	△9,033	△2.6%	358,097	349,077	△9,020	△2.5%	395,062	385,443	△9,619	△2.4%	432,027	421,809	△10,218	△2.4%
3,200,000	1,730,000	311,465	302,929	△8,536	△2.7%	357,672	348,387	△9,285	△2.6%	403,879	393,845	△10,034	△2.5%	403,938	394,067	△9,871	△2.4%	440,903	430,433	△10,470	△2.4%
3,300,000	1,800,000	320,341	311,553	△8,788	△2.7%	366,548	357,011	△9,537	△2.6%	412,755	402,469	△10,286	△2.5%	412,814	402,691	△10,123	△2.5%	449,779	439,057	△10,722	△2.4%
3,400,000	1,870,000	329,217	320,177	△9,040	△2.7%	375,424	365,635	△9,789	△2.6%	421,631	411,093	△10,538	△2.5%	421,690	411,315	△10,375	△2.5%	458,655	447,681	△10,974	△2.4%
3,500,000	1,940,000	338,093	328,801	△9,292	△2.7%	384,300	374,259	△10,041	△2.6%	430,507	419,717	△10,790	△2.5%	430,566	419,939	△10,627	△2.5%	467,531	456,305	△11,226	△2.4%
3,600,000	2,010,000	346,969	337,425	△9,544	△2.8%	393,176	382,883	△10,293	△2.6%	439,383	428,341	△11,042	△2.5%	439,442	428,563	△10,879	△2.5%	476,407	464,929	△11,478	△2.4%
3,700,000	2,090,000	357,113	347,281	△9,832	△2.8%	403,320	392,739	△10,581	△2.6%	449,527	438,197	△11,330	△2.5%	449,586	438,419	△11,167	△2.5%	486,551	474,785	△11,766	△2.4%
3,800,000	2,170,000	367,257	357,137	△10,120	△2.8%	413,464	402,595	△10,869	△2.6%	459,671	448,053	△11,618	△2.5%	459,730	448,275	△11,455	△2.5%	496,695	484,641	△12	

令和6年度保険料率と令和7年度保険料率の比較【給与収入世帯】収入別・世帯人数別の保険料増減表
(軽減判定所得:R7基準)

資料4-4②

介護分の
比較
(給与収入世帯)

単位:円						
R6	医療分	所得割率	0.00%	均等割額	0	平等割額 0 限度額 0
	支援分	所得割率	0.00%	均等割額	0	平等割額 0 限度額 0
	介護分	所得割率	2.64%	均等割額 19,389	平等割額	0 限度額 170,000
		計	2.64%	計 19,389	計	0 計 170,000
R7	医療分	所得割率	0.00%	均等割額	0	平等割額 0 限度額 0
	支援分	所得割率	0.00%	均等割額	0	平等割額 0 限度額 0
	介護分	所得割率	2.56%	均等割額 18,784	平等割額	0 限度額 170,000
		計	2.56%	計 18,784	計	0 計 170,000

(給与収入者1名の場合)

給与収入	賦課所得	1人				2人				3人				4人				5人			
		年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料			
		R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率
0	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
100,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
200,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
300,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
400,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
500,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
600,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
700,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
800,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
900,000	0	5,816	5,635	△181	△3.1%	11,632	11,270	△362	△3.1%	17,448	16,905	△543	△3.1%	23,264	22,540	△724	△3.1%	29,080	28,175	△905	△3.1%
1,000,000	20,000	10,222	9,904	△318	△3.1%	19,916	19,296	△620	△3.1%	29,610	28,688	△922	△3.1%	39,304	38,080	△1,224	△3.1%	48,998	47,472	△1,526	△3.1%
1,100,000	120,000	12,862	12,464	△398	△3.1%	22,556	21,856	△700	△3.1%	32,250	31,248	△1,002	△3.1%	41,944	40,640	△1,304	△3.1%	51,638	50,032	△1,606	△3.1%
1,200,000	220,000	15,502	15,024	△478	△3.1%	25,196	24,416	△780	△3.1%	34,890	33,808	△1,082	△3.1%	44,584	43,200	△1,384	△3.1%	54,278	52,592	△1,686	△3.1%
1,300,000	320,000	23,959	23,219	△740	△3.1%	27,836	26,976	△860	△3.1%	37,530	36,368	△1,162	△3.1%	47,224	45,760	△1,464	△3.1%	56,918	55,152	△1,766	△3.1%
1,400,000	420,000	26,599	25,779	△820	△3.1%	30,476	29,536	△940	△3.1%	40,170	38,928	△1,242	△3.1%	49,864	48,320	△1,544	△3.1%	59,558	57,712	△1,846	△3.1%
1,500,000	520,000	29,239	28,339	△900	△3.1%	33,116	32,096	△1,020	△3.1%	42,810	41,488	△1,322	△3.1%	52,504	50,880	△1,624	△3.1%	62,198	60,272	△1,926	△3.1%
1,600,000	620,000	35,757	34,656	△1,101	△3.1%	47,390	45,926	△1,464	△3.1%	45,450	44,048	△1,402	△3.1%	55,144	53,440	△1,704	△3.1%	64,838	62,832	△2,006	△3.1%
1,700,000	690,000	37,605	36,448	△1,157	△3.1%	49,238	47,718	△1,520	△3.1%	47,298	45,840	△1,458	△3.1%	56,992	55,232	△1,760	△3.1%	66,686	64,624	△2,062	△3.1%
1,800,000	750,000	39,189	37,984	△1,205	△3.1%	50,822	49,254	△1,568	△3.1%	48,882	47,376	△1,506	△3.1%	58,576	56,768	△1,808	△3.1%	68,270	66,160	△2,110	△3.1%
1,900,000	820,000	41,037	39,776	△1,261	△3.1%	52,670	51,046	△1,624	△3.1%	50,730	49,168	△1,562	△3.1%	60,424	58,560	△1,864	△3.1%	70,118	67,952	△2,166	△3.1%
2,000,000	890,000	42,885	41,568	△1,317	△3.1%	54,518	52,838	△1,680	△3.1%	52,578	50,960	△1,618	△3.1%	62,272	60,352	△1,920	△3.1%	71,966	69,744	△2,222	△3.1%
2,100,000	960,000	44,733	43,360	△1,373	△3.1%	56,366	54,630	△1,736	△3.1%	71,877	69,657	△2,220	△3.1%	64,120	62,144	△1,976	△3.1%	73,814	71,536	△2,278	△3.1%
2,200,000	1,030,000	46,581	45,152	△1,429	△3.1%	58,214	56,422	△1,792	△3.1%	73,725	71,449	△2,276	△3.1%	65,968	63,936	△2,032	△3.1%	75,662	73,328	△2,334	△3.1%
2,300,000	1,100,000	48,429	46,944	△1,485	△3.1%	60,062	58,214	△1,848	△3.1%	75,573	73,241	△2,332	△3.1%	67,816	65,728	△2,088	△3.1%	77,510	75,120	△2,390	△3.1%
2,400,000	1,170,000	50,277	48,736	△1,541	△3.1%	69,666	67,520	△2,146	△3.1%	77,421	75,033	△2,388	△3.1%	69,664	67,520	△2,144	△3.1%	79,358	76,912	△2,446	△3.1%
2,500,000	1,240,000	52,125	50,528	△1,597	△3.1%	71,514	69,312	△2,202	△3.1%	79,269	76,825	△2,444	△3.1%	94,780	91,852	△2,928	△3.1%	81,206	78,704	△2,502	△3.1%
2,600,000	1,310,000	53,973	52,320	△1,653	△3.1%	73,362	71,104	△2,258	△3.1%	81,117	78,617	△2,500	△3.1%	96,628	93,644	△2,984	△3.1%	83,054	80,496	△2,558	△3.1%
2,700,000	1,380,000	55,821	54,112	△1,709	△3.1%	75,210	72,896	△2,314	△3.1%	82,965	80,409	△2,556	△3.1%	98,476	95,436	△3,040	△3.1%	84,902	82,288	△2,614	△3.1%
2,800,000	1,450,000	57,669	55,904	△1,765	△3.1%	77,058	74,688	△2,370	△3.1%	84,813	82,201	△2,612	△3.1%	100,324	97,228	△3,096	△3.1%	86,750	84,080	△2,670	△3.1%
2,900,000	1,520,000	59,517	57,696	△1,821	△3.1%	78,906	76,480	△2,426	△3.1%	86,661	83,993	△2,668	△3.1%	102,172	99,020	△3,152	△3.1%	88,598	85,872	△2,726	△3.1%
3,000,000	1,590,000	61,365	59,488	△1,877	△3.1%	80,754	78,272	△2,482	△3.1%	88,509	85,785	△2,724	△3.1%	104,020	100,812	△3,208	△3.1%	119,531	115,839	△3,692	△3.1%
3,100,000	1,660,000	63,213	61,280	△1,933	△3.1%	82,602	80,064	△2,538	△3.1%	90,357	87,577	△2,780	△3.1%	105,868	102,604	△3,264	△3.1%	121,379	117,631	△3,748	△3.1%
3,200,000	1,730,000	65,061	63,072	△1,989	△3.1%	84,450	81,856	△2,594	△3.1%	103,839	100,640	△3,199	△3.1%	107,716	104,396	△3,320	△3.1%	123,227	119,423	△3,804	△3.1%
3,300,000	1,800,000	66,909	64,864	△2,045	△3.1%	86,298	83,648	△2,650	△3.1%	105,687	102,432	△3,255	△3.1%	109,564	106,188	△3,376	△3.1%	125,075	121,215	△3,860	△3.1%
3,400,000	1,870,000	68,757	66,656	△2,101	△3.1%	88,146	85,440	△2,706	△3.1%	107,535	104,224	△3,311	△3.1%	111,412	107,980	△3,432	△3.1%	126,923	123,007	△3,916	△3.1%
3,500,000	1,940,000	70,605	68,448	△2,157	△3.1%	89,994	87,232	△2,762	△3.1%	109,383	106,016	△3,367	△3.1%	113,260	109,772	△3,488	△3.1%	128,771	124,799	△3,972	△3.1%
3,600,000	2,010,000	72,453	70,240	△2,213	△3.1%	91,842	89,024	△2,818	△3.1%	111,231	107,808	△3,423	△3.1%	115,108	111,564	△3,544	△3.1%	130,619	126,591	△4,028	△3.1%
3,700,000	2,090,000	74,565	72,288	△2,277	△3.1%	93,954	91,072	△2,882	△3.1%	113,343	109,856	△3,487	△3.1%	117,220	113,612	△3,608	△3.1%	132,731	128,639	△4,092	△3.1%
3,800,000	2,170,000	76,677	74,336	△2,341	△3.1%	96,066	93,120	△2,946	△3.1%	115,455	111,904	△3,551	△3.1%	119,332	115,660	△3,672	△3.1%	134,843	130,687	△4,156	△3.1%
3,900,000	2,250,000	78,789	76,384	△2,405	△3.1%	98,178	95,168	△3,010	△3.1%	117,567	113,952	△3,615	△3.1%	136,956	132,736	△4,220	△3.1%	136,955	132,735	△4,220	△3.1%
4,000,000	2,330,000	80,901	78,432	△2,469	△3.1%	100,290	97,216	△3,074	△3.1%	119,679	116,000	△									

令和6年度保険料率と令和7年度保険料率の比較【**年金**収入世帯】収入別・世帯人数別の保険料増減表
(軽減判定所得:R7基準)

資料4-4③

医療分＋支援分
の比較
(年金収入世帯)

単位:円							
R6	医療分	所得割率	9.56%	均等割額	35,040	平等割額	34,803
	支援分	所得割率	3.12%	均等割額	11,167	平等割額	11,091
	計		12.68%	計	46,207	計	45,894
R7	医療分	所得割率	9.30%	均等割額	34,424	平等割額	33,574
	支援分	所得割率	3.02%	均等割額	11,034	平等割額	10,761
	計		12.32%	計	45,458	計	44,335

(世帯収入は65歳以上年金収入者1名のみの場合)

年金収入	賦課所得	1人				2人				3人				4人				5人			
		年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料			
		R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率	R6	R7	増減額	増減率
0	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
100,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
200,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
300,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
400,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
500,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
600,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
700,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
800,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
900,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,000,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,100,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,200,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,300,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,400,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,500,000	0	27,629	26,937	△692	△2.5%	41,491	40,574	△917	△2.2%	55,353	54,211	△1,142	△2.1%	69,215	67,848	△1,367	△2.0%	83,077	81,485	△1,592	△1.9%
1,600,000	70,000	36,505	35,561	△944	△2.6%	50,367	49,198	△1,169	△2.3%	64,229	62,835	△1,394	△2.2%	78,091	76,472	△1,619	△2.1%	91,953	90,109	△1,844	△2.0%
1,700,000	170,000	67,605	65,840	△1,765	△2.6%	90,708	88,569	△2,139	△2.4%	113,811	111,298	△2,513	△2.2%	136,914	134,027	△2,887	△2.1%	160,017	156,756	△3,261	△2.0%
1,800,000	270,000	80,285	78,160	△2,125	△2.6%	103,388	100,889	△2,499	△2.4%	126,491	123,618	△2,873	△2.3%	149,594	146,347	△3,247	△2.2%	172,697	169,076	△3,621	△2.1%
1,900,000	370,000	92,965	90,480	△2,485	△2.7%	116,068	113,209	△2,859	△2.5%	139,171	135,938	△3,233	△2.3%	162,274	158,667	△3,607	△2.2%	185,377	181,396	△3,981	△2.1%
2,000,000	470,000	133,275	129,737	△3,538	△2.7%	128,748	125,529	△3,219	△2.5%	151,851	148,258	△3,593	△2.4%	174,954	170,987	△3,967	△2.3%	198,057	193,716	△4,341	△2.2%
2,100,000	570,000	145,955	142,057	△3,898	△2.7%	141,428	137,849	△3,579	△2.5%	164,531	160,578	△3,953	△2.4%	187,634	183,307	△4,327	△2.3%	210,737	206,036	△4,701	△2.2%
2,200,000	670,000	158,635	154,377	△4,258	△2.7%	154,108	150,169	△3,939	△2.6%	177,211	172,898	△4,313	△2.4%	200,314	195,627	△4,687	△2.3%	223,417	218,356	△5,061	△2.3%
2,300,000	770,000	189,737	184,657	△5,080	△2.7%	208,280	203,063	△5,217	△2.5%	189,891	185,218	△4,673	△2.5%	212,994	207,947	△5,047	△2.4%	236,097	230,676	△5,421	△2.3%
2,400,000	870,000	202,417	196,977	△5,440	△2.7%	220,960	215,383	△5,577	△2.5%	202,571	197,538	△5,033	△2.5%	225,674	220,267	△5,407	△2.4%	248,777	242,996	△5,781	△2.3%
2,500,000	970,000	215,097	209,297	△5,800	△2.7%	233,640	227,703	△5,937	△2.5%	215,251	209,858	△5,393	△2.5%	238,354	232,587	△5,767	△2.4%	261,457	255,316	△6,141	△2.3%
2,600,000	1,070,000	227,777	221,617	△6,160	△2.7%	246,320	240,023	△6,297	△2.6%	283,285	276,389	△6,896	△2.4%	251,034	244,907	△6,127	△2.4%	274,137	267,636	△6,501	△2.4%
2,700,000	1,170,000	240,457	233,937	△6,520	△2.7%	259,000	252,343	△6,657	△2.6%	295,965	288,709	△7,256	△2.5%	263,714	257,227	△6,487	△2.5%	286,817	279,956	△6,861	△2.4%
2,800,000	1,270,000	253,137	246,257	△6,880	△2.7%	271,680	264,663	△7,017	△2.6%	308,645	301,029	△7,616	△2.5%	276,394	269,547	△6,847	△2.5%	299,497	292,276	△7,221	△2.4%
2,900,000	1,370,000	265,817	258,577	△7,240	△2.7%	312,024	304,035	△7,989	△2.6%	321,325	313,349	△7,976	△2.5%	289,074	281,867	△7,207	△2.5%	312,177	304,596	△7,581	△2.4%
3,000,000	1,470,000	278,497	270,897	△7,600	△2.7%	324,704	316,355	△8,349	△2.6%	334,005	325,669	△8,336	△2.5%	370,970	362,035	△8,935	△2.4%	324,857	316,916	△7,941	△2.4%
3,100,000	1,570,000	291,177	283,217	△7,960	△2.7%	337,384	328,675	△8,709	△2.6%	346,685	337,989	△8,696	△2.5%	383,650	374,355	△9,295	△2.4%	337,537	329,236	△8,301	△2.5%
3,200,000	1,670,000	303,857	295,537	△8,320	△2.7%	350,064	340,995	△9,069	△2.6%	359,365	350,309	△9,056	△2.5%	396,330	386,675	△9,655	△2.4%	350,217	341,556	△8,661	△2.5%
3,300,000	1,770,000	316,537	307,857	△8,680	△2.7%	362,744	353,315	△9,429	△2.6%	372,045	362,629	△9,416	△2.5%	409,010	398,995	△10,015	△2.4%	445,975	435,361	△10,614	△2.4%
3,400,000	1,845,000	326,047	317,097	△8,950	△2.7%	372,254	362,555	△9,699	△2.6%	418,461	408,013	△10,448	△2.5%	418,520	408,235	△10,285	△2.5%	455,485	444,601	△10,884	△2.4%
3,500,000	1,920,000	335,557	326,337	△9,220	△2.7%	381,764	371,795	△9,969	△2.6%	427,971	417,253	△10,718	△2.5%	428,030	417,475	△10,555	△2.5%	464,995	453,841	△11,154	△2.4%
3,600,000	1,995,000	345,067	335,577	△9,490	△2.8%	391,274	381,035	△10,239	△2.6%	437,481	426,493	△10,988	△2.5%	437,540	426,715	△10,825	△2.5%	474,505	463,081	△11,424	△2.4%
3,700,000	2,070,000	354,577	344,817	△9,760	△2.8%	400,784	390,275	△10,509	△2.6%	446,991	435,733	△11,258	△2.5%	447,050	435,955	△11,095	△2.5%	484,015	472,321	△11,694	△2.4%
3,800,000	2,145,000	364,087	354,057	△10,030	△2.8%	410,294	399,515	△10,779	△2.6%	456,501	444,973	△11,528	△2.5%	456,560	445,195	△11,365	△2.5%	493,525	481,561	△11,964	△2.4%
3,900,000	2,220,000	373,597	363,297	△10,300	△2.8%	419,804	408,755	△11,049	△2.6%	466,011	454,213	△11,798	△2.								

堺市国民健康保険条例の改正概要（案）について

1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険法の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率（以下単に「市町村標準保険料率」という。）の算定条件において、後期高齢者支援金等賦課額の限度額が引き上げられることに伴い、本市が徴収する保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げることとし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 改正の内容

- (1) 後期高齢者支援金等賦課額の限度額を次のとおり引き上げるもの
後期高齢者支援金等賦課額の限度額を 220,000 円から 240,000 円に引き上げるもの
- (2) 保険料の軽減対象世帯となる所得基準（5 割軽減及び 2 割軽減に係るもの）を引き上げるもの

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

令和6年度 第1回 堺市国民健康保険運営協議会

《参考資料》

大阪府国民健康保険課 提供資料
(令和7年1月10日 大阪府市町村国民健康保険主管課長会議)

参考1 令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）

参考2 令和7年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）

令和7年1月
健康医療部健康推進室国民健康保険課【算定結果概要（令和7年1月 確定係数）】
市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.30%	34,424円	33,574円	65万円
後期分	3.02%	11,034円	10,761円	24万円
介護分	2.56%	18,784円	0円	17万円

（参考：令和6年度本算定）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.56%	35,040円	34,803円	65万円
後期分	3.12%	11,167円	11,091円	22万円
介護分	2.64%	19,389円	0円	17万円

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分。
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない。
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入。

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約154.5万人
※自然増減（出生と死亡）及び純移動（資格取得・喪失）という2つの変動要因の将来値に基づき被保険者数の推計を行うコーホート要因法に基づき推計。
- 算定上の一人あたり費用の主な増減要因
 <<増要因>>・前期高齢者交付金の減……………+約2,516円
 ・高額医療負担金の減……………+約1,637円
 ・普通調整交付金の減……………+約920円
 <<減要因>>・保険給付費の減……………▲約4,395円
 ・介護納付金の減……………▲約2,475円
 ・特別調整交付金の増……………▲約1,074円

【本算定における保険料抑制のための工夫】……………約236億円

- 特別調整交付金（統一達成による激変緩和）……………約15億円
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用……………約6億円
- 財政調整事業による保険料抑制財源の確保……………約215億円
 （内訳）・大阪府国民健康保険特別会計における剰余金の活用（約66億円）
 ・保険者努力支援制度交付金（都道府県分）の活用（約36億円）
 ・都道府県繰入金（2号）の全額1号振替（約48億円）
 ・市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制（約11億円）
 ・過年度の保険料収納見込額（約54億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
9.40%	57,374円	3.06%	18,390円	2.57%	18,784円

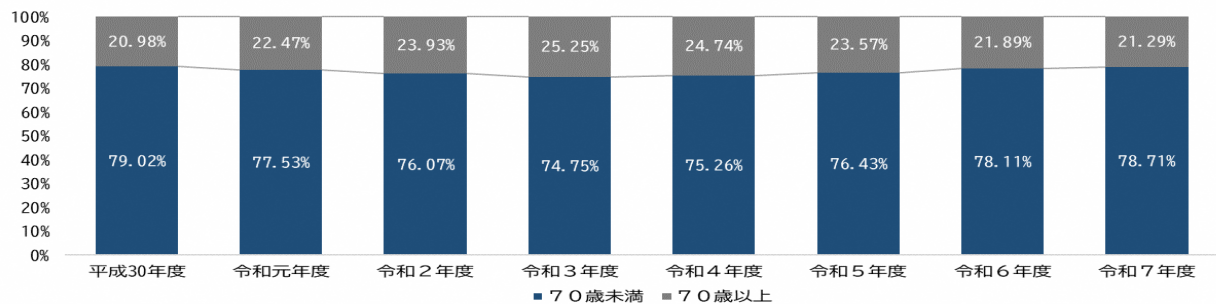
※都道府県標準保険料率とは、都道府県比較を行うために2方式（所得割、均等割）で算出したもの。

令和7年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

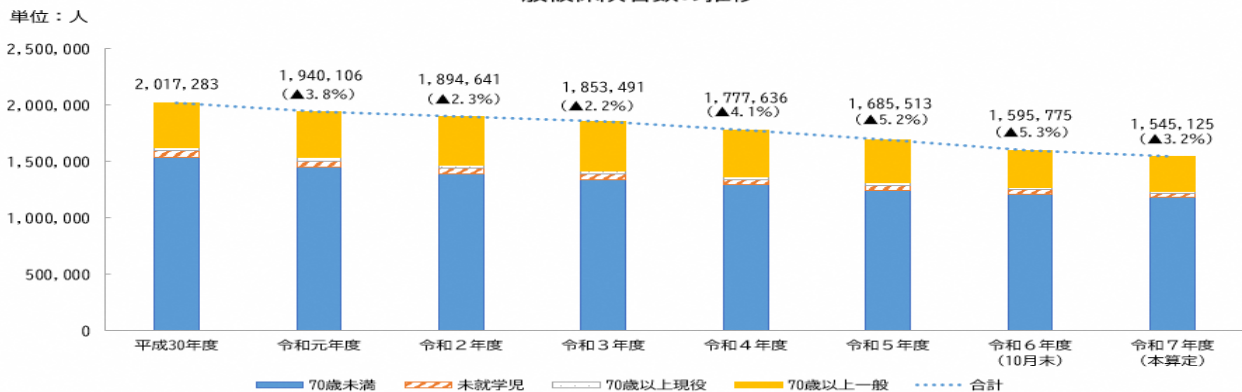
＜被保険者数＞

- 少子高齢化の進展による影響を受け、一般被保険者に占める70歳以上被保険者の割合は、平成30年度以降増加していたが、令和3年度をピークにして、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が始まった令和4年度以降は減少傾向に転じている。加えて、令和4年及び令和6年の社会保険適用拡大の影響もあり、一般被保険者数はさらなる減少傾向が続いている。
- 令和6年度の被保険者数（10月末時点）については、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行最終年度となることから、70歳以上被保険者数は大幅に減少している（▲12.1%（P2上図））とともに、一般被保険者に占める70歳以上被保険者の割合についても、平成30年度の水準に戻っている（21.89%）。このような70歳以上被保険者数の大幅な減少傾向に加え、社会保険適用拡大の影響もあり、一般被保険者数は平成30年度以降最大の減少率となっている（▲5.3%）。
- 一方で、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が完了したことから、令和7年度の70歳以上被保険者数の減少は鈍化しており（▲5.8%（P2上図））、一般被保険者に占める70歳以上被保険者の割合は、令和6年度並み（21.29%）で推移する見込みである。このような影響を受け、一般被保険者数についても令和4年度から続いていた減少傾向の拡大が鈍化する見込み（▲3.2%）となっている。

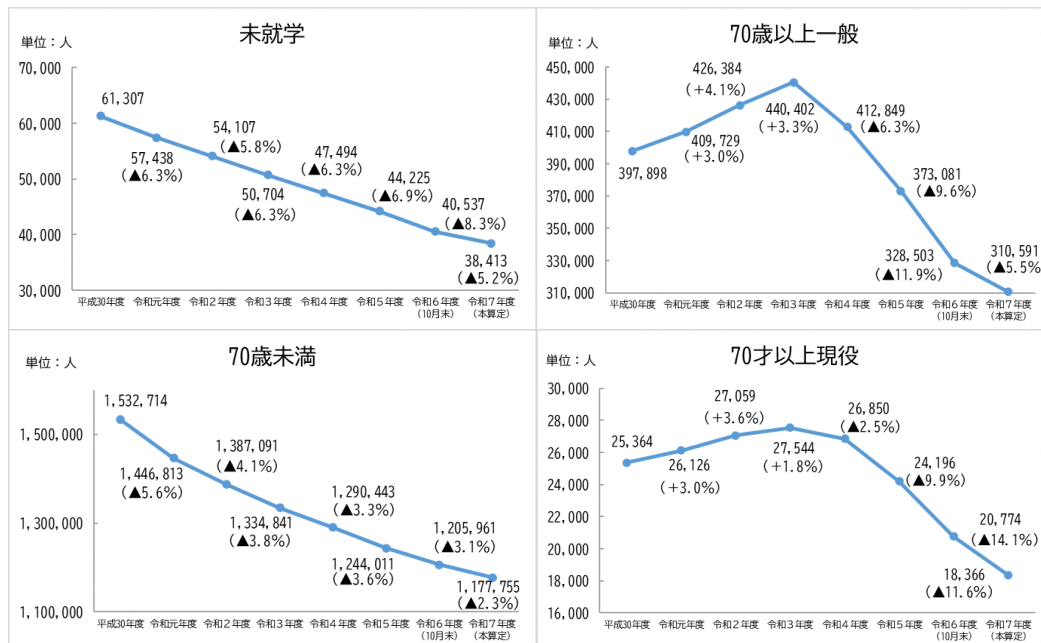
一般被保険者に占める70歳以上被保険者と70歳未満被保険者の割合



一般被保険者数の推移



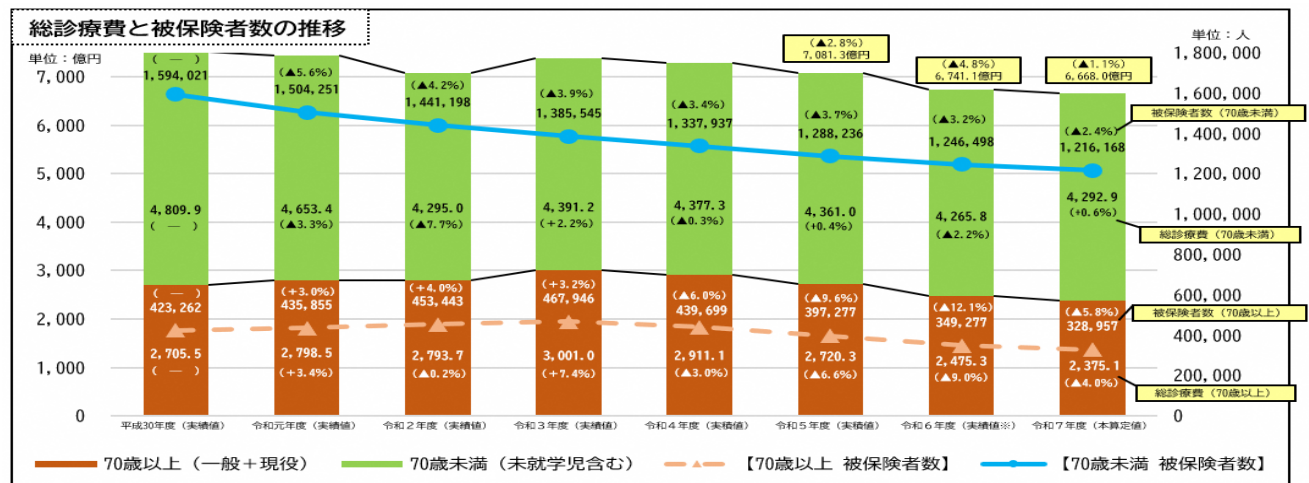
■被保険者数の比較：令和7年度推計 154.5 万人 令和6年度（10月末）から▲約 5.1 万人減（▲3.2%）、うち、70歳以上は▲2.0 万人減。



<<保険給付費>>

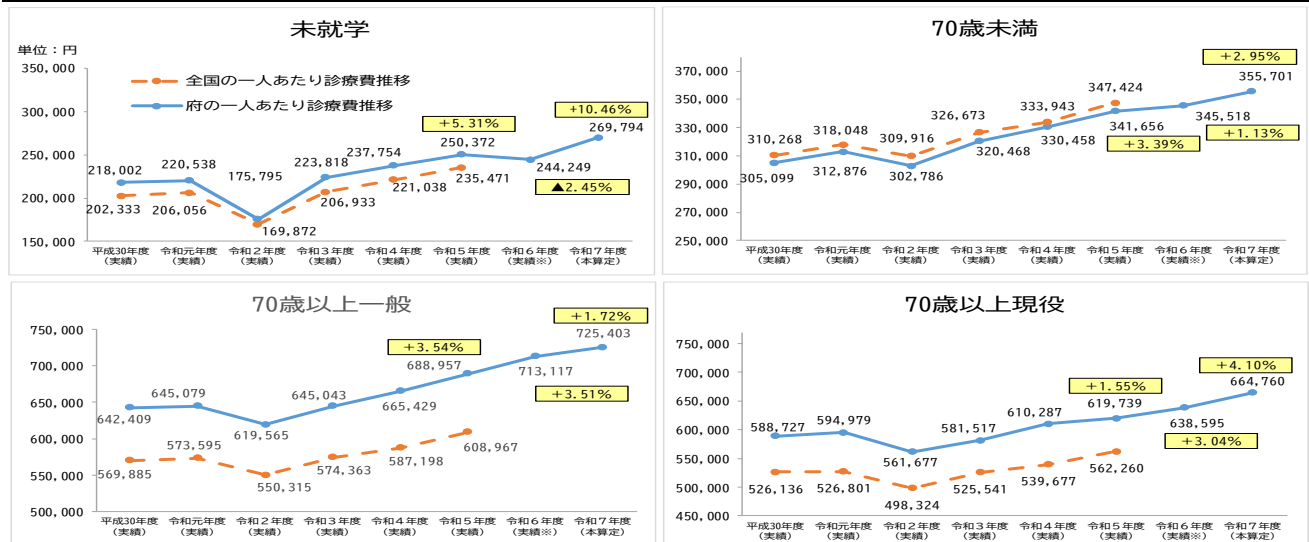
【診療費】

- 70歳未満被保険者の診療費は、増減を繰り返して概ね横ばいに推移しているが、コロナ禍の影響を受けた令和2年度を除き、診療報酬がマイナス改定の年度に減少傾向を示している。また、70歳以上被保険者の診療費は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が始まった令和4年度以降、減少傾向が続いている。これらの傾向を踏まえ、総診療費についても減少傾向が続いている。
- 令和6年度の診療費については、70歳未満被保険者では、診療報酬のマイナス改定の影響を受けて減少している（▲2.2%）。また、70歳以上被保険者では、診療報酬のマイナス改定の影響に加え、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行最終年度となることから、平成30年度以降最大の減少となっている（▲9.0%）。これらの傾向を踏まえ、総診療費についても大幅な減少となっている（▲4.8%）。
- 令和7年度の診療費については、70歳未満被保険者では、診療報酬の改定はなく、概ね横ばいとなる見込み（+0.6%）。また、70歳以上被保険者では、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行が完了したことから、令和4年度以降示していた大幅な減少傾向が鈍化する見込み（▲4.0%）。これらの傾向を踏まえ、総診療費においても減少傾向が鈍化する見込み（▲1.1%）。
- 一人あたり診療費については、令和2年度のコロナ禍における診療控えからの回復・反動により、令和3年度以降は、増加傾向が続き、各年齢区分においても、未就学児を除き、増加傾向を示しているが、令和6年度は、被保険者数及び診療費ともに大幅に減少しているため、対前年度比の伸びは鈍化傾向を示している。



診療報酬改定率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
改定率	0.9881	0.9993	1.0010	-	0.9906	-	0.9988	-

一人あたり診療費の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	372,551円	384,099円	374,147円	398,825円	410,003円	420,126円	422,434円	431,554円
対前年度比	-	3.10%	▲2.59%	6.60%	2.80%	2.47%	0.55%	2.16%
うち70歳未満	301,749円	309,351円	298,019円	316,931円	327,167円	338,522円	342,225円	352,988円
対前年度比	-	2.52%	▲3.66%	6.35%	3.23%	3.47%	1.09%	3.15%
うち70歳以上	639,192円	642,076円	616,111円	641,303円	662,062円	684,741円	708,685円	722,017円
対前年度比	-	0.45%	▲4.04%	4.09%	3.24%	3.43%	3.50%	1.88%



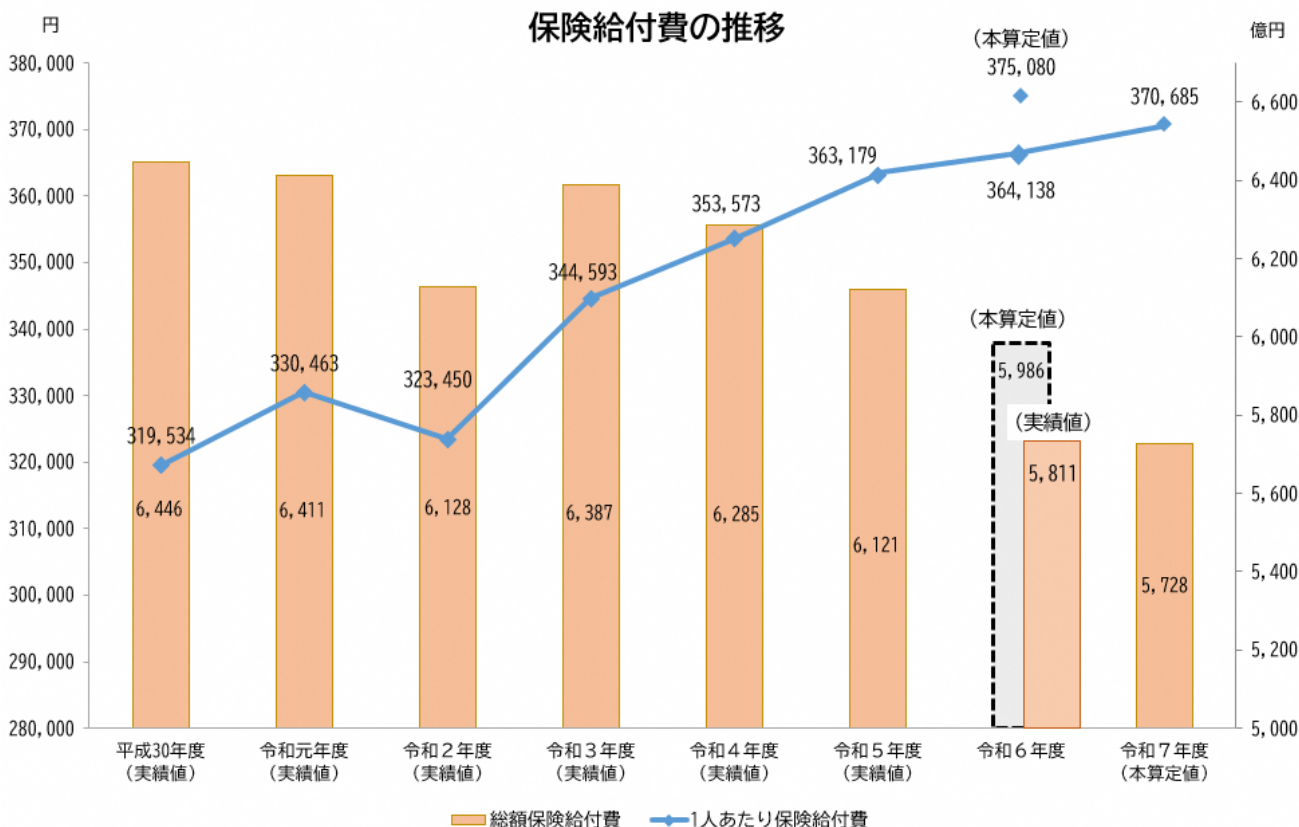
※令和6年度診療費 (実績) ……令和6年6月 (診療月: 3月) ~ 11月 (診療月: 8月) 月報C表の総額診療費の実績をベースに令和5年3月~8月実績から令和5年9月~令和6年2月実績の伸び率を用いて推計

※令和6年度被保険者数 (実績) ……令和6年10月実績

【保険給付費】

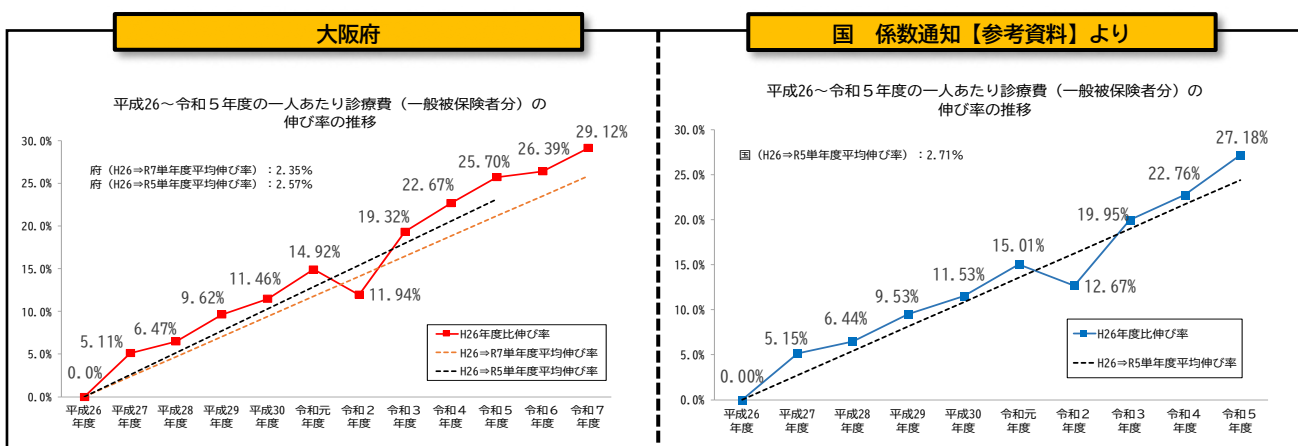
- 一人あたり保険給付費の推計方法については、国の推計ツールを活用し、過去2年間（実績値）の伸び率により推計を実施。保険給付費は診療費に基づいて算出されるため、その傾向は概ね同じ傾向を示すことから、令和6年度は、一人あたり診療費が鈍化している影響を受け、一人あたり保険給付費についても、鈍化傾向を示している。

この傾向を踏まえ、短期間の実績の大小が過度に反映される問題を緩和する推計方法に基づき算出した令和7年度の本算定値は、令和6年度実績値より約1.77%増の370,685円となっている。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一人あたり保険給付費	330,463円	323,450円	344,593円	353,573円	363,179円	364,138円	370,685円
対前年度増減額	+10,929円	▲7,013円	+21,143円	+8,980円	+9,606円	+959円	+6,547円
対前年度増減率	+3.42%	▲2.12%	+6.54%	+2.61%	+2.72%	+0.26%	+1.77%

- なお、大阪府における令和7年度の一人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率とも同様の傾向を示しており、これまでの診療費の伸び等の傾向を踏まえた推計となっている。



<<後期高齢者支援金及び介護納付金>>

- 後期高齢者医療及び介護保険制度については、高齢者と現役世代との負担割合の見直しが行われており、後期高齢者については令和6年度から、現役世代人口の減少による増加分を高齢者と現役世代で折半するように高齢者負担率を見直し、介護保険についても3年に1度、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比に応じて負担割合を見直すこととしている。
- この影響により、後期高齢者医療支援金の算出にあたって用いる、国が示す係数のうち「負担見込額」については、見直しが行われる前の令和5年度では前年度比6.6%の増加となっていたものが、令和6年度は2.6%、令和7年度は2.3%の増加と、増加率が鈍化している。介護納付金においても、同様に、令和6年度では前年度比3.4%の増加となっていたものが、令和7年度では0.02%の増加と、増加率が鈍化している。
- このように後期高齢者支援金及び介護納付金における見直し等の影響により、令和7年度の保険料額においては、後期高齢者支援金分は一人あたり31,748円(▲1.41%)、介護納付金分は31,860円(▲3.34%)となっている。

(計算式)		総額 (A)		=	加入者見込数		×	負担見込額		-	精算額等	
		対前年度比			対前年度比			対前年度比			対前年度比	
後期	令和7年度	110,099,950,984円 ▲4.6%			1,638,644人 ▲5.0%			73,570円 2.3%			10,455,088,096円 16.9%	
	令和6年度	115,352,143,072円 ▲1.7%			1,724,272人 ▲1.8%			71,900円 2.6%			8,623,013,728円 ▲3.6%	
	令和5年度	117,335,463,808円 8.6%			1,801,486人 ▲3.1%			70,097円 6.6%			8,943,300,334円 ▲37.0%	
介護	令和7年度	40,217,045,637円 ▲5.0%			571,995人 ▲2.7%			87,623円 0.02%			9,902,872,248円 7.8%	
	令和6年度	42,331,406,953円 ▲2.6%			588,082人 ▲2.9%			87,607円 3.4%			9,188,692,821円 16.7%	
	令和5年度	43,451,518,726円 0.4%			605,704人 ▲1.6%			84,733円 3.4%			7,871,598,306円 9.9%	

※N年度加入者見込数=N-2年度加入者数(実績)×伸び率(国係数)

(計算式)		一人あたり額		=	総額 (A)		÷	推計被保険者数	
		対前年度比						対前年度比	
後期	令和7年度	71,256円 ▲1.4%						1,545,125人 ▲3.2%	
	令和6年度	72,281円 4.6%						1,595,892人 ▲6.0%	
	令和5年度	69,135円 14.4%						1,697,205人 ▲5.1%	
介護	令和7年度	73,703円 ▲3.3%						546,038人 ▲1.8%	
	令和6年度	76,128円 0.8%						556,059人 ▲3.4%	
	令和5年度	75,504円 4.6%						575,485人 ▲4.0%	

R7加入者見込数=R5加入者数(実績)×伸び率(国係数)

<<今後の対応方針>>

【国への要望】

- 令和7年度の事業費納付金算定にあたり、昨年度から引き続き、国に対し、全国に先駆けて保険料を完全統一する大阪府として、保険料水準統一を達成した団体へのインセンティブ施策を強化し、都道府県の取組を支援するよう要望を行った結果、保険料水準の完全統一に対する保険者努力支援制度(都道府県分)評価指標の配点拡大や特別調整交付金による財政支援が実現し、一定の被保険者の負担軽減が図られたところ。今後も、国民健康保険制度が抱える構造的課題の解決に向け、被用者保険を含む医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度改革の検討を進めるとともに、財政基盤強化のためのさらなる財政支援について、引き続き、制度設計に責任を持つ国に対し、働きかけていく。

【医療費適正化の推進】

- 医療費の増加が見込まれる中、今後とも、国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組を推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。
また、令和2年度に創設された予防・健康づくり支援交付金(事業費連動分)において、内示額として令和6年度は約16.5億円(前年度比約5.2億円増)のインセンティブを獲得したところであり、今後とも、当該インセンティブの獲得に努めていく。
その上で、保険者努力支援制度(市町村分)については、令和6年度から府内全市町村の協力により府内統一保険料を抑制していく仕組みとするため、当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で医療費適正化等の取組を推進していく。

【国保財政運営】

- 令和6年度の保険料完全統一を踏まえ、国民健康保険制度の枠組みの中で、限られた財源を有効活用し、府内統一保険料の抑制・平準化を図っていくことが必要である。
そのため、令和6年度から実施している財政調整事業等による保険料抑制・平準化に向けた取組を進めていくとともに、引き続き、国民健康保険特別会計のあり方や一人あたり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、府と代表市町村等で構成される広域化調整会議の場等を通じて、検討していく。

保健事業について

【令和 6 年度の主な取組】

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

対象		特定健康診査の検査結果が糖尿病性腎症の病期 2 期、3 期に該当する者のうち、医療機関未受診者又はかかりつけ医から推薦された糖尿病性腎症患者
件数		受診勧奨対象者 29 件、保健指導対象者 2 件（令和 6 年度見込み）
予算額	R6	11,502 千円
	R7（案）	12,080 千円

② 非肥満血圧高値者、血糖高値者、コレステロール高値者受診勧奨推進事業

対象		特定健康診査の結果、肥満ではないが、血圧、血糖、脂質が受診勧奨判定値に該当し、医療機関未受診である被保険者
件数		1,121 件（令和 6 年度見込み） 【内訳】 血圧…552 件、血糖…58 件、脂質…511 件
予算額	R6	14,132 千円 ※③の事業費も含んだ予算額
	R7（案）	11,519 千円 ※③の事業費も含んだ予算額

③ 重複服薬・多剤服薬対策事業

対象		ひと月に複数の医療機関から、同一薬効の医薬品が処方されている、又は 30 種類以上の医薬品を処方されている被保険者
件数		重複 407 件 多剤 16 件（令和 6 年度見込み）
予算額	R6	14,132 千円 ※②の事業費も含んだ予算額
	R7（案）	11,519 千円 ※②の事業費も含んだ予算額

④ 後発医薬品差額通知の発送

対象		現在使用している医薬品から、後発医薬品に変更すると、ひと月に 300 円以上の差額が発生する被保険者
件数		9,437 件（令和 6 年度見込み）
予算額	R6	945 千円
	R7（案）	841 千円

⑤ 特定健康診査

対象		40 歳から 74 歳の被保険者
受診者数		30,475 件（令和 5 年度）
予算額	R6	538,287 千円
	R7（案）	475,740 千円

特定保健指導

対象		40 歳から 74 歳の被保険者
終了者数		252 件（令和 5 年度）※動機付け支援、積極的支援終了者数
予算額	R6	22,000 千円
	R7（案）	23,700 千円

⑥ 人間ドック助成事業

対象		30 歳以上の被保険者
件数		9,409 件（令和 6 年度見込み）
予算額	R6	271,408 千円
	R7（案）	236,403 千円

（注）予算額について

令和 6 年度は当初予算額、令和 7 年度は当初予算案の額を記載しています。